	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23

を

2　級	3　級
11	21
12	21
13	21
14	

別表第七の四の専門スタッフ職俸給表3級職員昇給号俸数表の次に次の一表を加える。

二　専門スタッフ職俸給表4級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	1	0	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに適用する。

	17
	20
	22
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23
	23

に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項、第十二条第一項第二号、別表第一、別表第六、別表第七の専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表、別表第七の二の専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表及び別表第七の四の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九―八の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸が改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

第三条　この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項、第四十六条第一項の報告の文書等　第十八条、第十九条ただし書、第二十二条第二項、第二十四条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条、第四十五条、第四十四条の二、第四十四条の二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等

別表の二の表規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項中

第十一条第三項ただし書、第十八条、第十九条ただし書、第二十条の二第四項各号、第二十二条第二項、第二十四条の二第三項、第二十六条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条、第四十四条第二項、第四十四条の二、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等

を

第十三条第三項、第四十六条第一項の報告の文書等

に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「116,800円」を「116,900円」に改め、別表第二の三から五までの表中「118,800円」を「118,900円」に改め、別表第二の六の表中「129,800円」を「129,900円」に、「122,800円」を「122,900円」に改め、別表第二の九の表中「139,600円」を「139,700円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三四―二七

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。